

## 条例制定の背景と目的

ペット霊園は、ペットの火葬、葬儀やお墓への埋葬等のサービスを提供する施設であり、飼い主にとって、ペットの供養のため一定必要とされる施設です。近年、その需要が高まってきている一方で、ペット霊園が住宅等の近くに設置された場合には、周辺地域の良好な生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

木津川市では、市内にペット霊園を設置する場合や移動火葬車両によるペットの火葬を行なう場合において、設置等に関する手続きや設置に際しての基準等が必要と考え、「木津川市ペット霊園の設置等に関する条例」を新たに制定しました。

## 条 例 の 概 要

### ○埋葬の禁止

- ・ペット霊園において、ペットの死体を土中に埋葬することを禁止しています。

### ○ペット霊園設置等の許可

- ・ペット霊園等を設置しようとする者は市長に申請し、許可を受ける必要があります。

### ○事前協議

- ・許可の申請をしようとする者（申請予定者）は、申請予定日の90日前までに市長に事前協議書を提出する必要があります。  
また、申請予定日の60日前までにペット霊園の計画区域内に標識を設置する必要があります。

### ○説明会の開催

- ・申請予定者は、申請予定日の30日前までに設置計画を計画区域から120mの範囲内の住民に対して、説明会を開催しなければなりません。

### ○ペット霊園設置場所の基準

- ・ペット霊園の設置場所は、住宅、学校、児童福祉施設、病院等、図書館、公民館、老人福祉施設、介護保険施設、障害者支援施設や都市計画法で規定する住居専用地域・住居地域等、文化財保護法等により指定された文化財の敷地境界から100m以上離す必要があります。
- ・ただし、既に設置されているペット霊園については、許可を受けたものとみなします。

### ○ペット霊園の構造設備の基準

- ・ペット霊園は外部から見通せないように垣根、障壁を設置し、排水設備を設ける必要があります。
- ・必要に応じてトイレや給水設備等を設けなければなりません。
- ・火葬施設は、適切な温度で燃焼できるよう管理できるものであって、十分な防音、防じん措置をとる必要があります。

### ○移動火葬業の許可

- ・移動火葬業を行おうとする者は、申請書を提出し許可を受ける必要があります。車両台数や設備を変更しようとする場合も同様です。

### ○移動火葬車両の使用の制限等

- ・火葬設備への収納・収骨を行う場合は、公衆の目に触れないようにする必要があります。
- ・火葬設備への収納・収骨・火葬は、住宅等や公園、道路、河川その他の公共施設の敷地で行ってはいけません。
- ・移動火葬業者の所有地であって、住宅等から100m以上離れている場所で火葬を行う必要があります。
- ・ただし、以下のいずれにも該当する場合は除きます。  
反復して移動火葬を行う場所でないこと。移動火葬を行う土地の所有者又は管理者が承諾していること。隣接する居住者であって、火葬が見える者に、火葬を行うことを周知していること。集合住宅の場合は、住居者に周知していること。